|  |
| --- |
| 資料２ |

**令和７年度 村田町町制施行130周年記念・町村合併70周年記念ＰＲ動画制作及び広告配信業務**

**仕様書**

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、村田町（以下「町」という。）が実施する令和７年度 村田町町制施行130周年記念・町村合併70周年記念ＰＲ動画制作及び広告配信業務 （以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、町が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとするもの（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

**１ 本業務の概要**

**(1) 目的**

ア　本業務は、町制施行130周年・町村合併70周年を契機として、歴史を積み重ねてきた現在の村田町を記念動画として記録に残し、未来へ期待を高める意識の高揚を図るほか、後生に記録として語り継ぐものを作成する。

イ　村田町の魅力を広く発信し、町内外からの興味、関心を高めることを目的としたＰＲ動画を制作するものである。映像コンテンツを通じて移住定住者の増加、交流人口の増加、個人･企業版ふるさと納税の増額、企業立地の推進等を誘発する総合的な魅力発信を行い、村田町の活性化を図ることを目的とする。

**(2) 業務名**

令和７年度 村田町町制施行130周年記念・町村合併70周年記念ＰＲ動画制作

及び広告配信業務

**(3) 委託期間**

契約締結日から令和８年３月３１日まで

**(4) 委託料（予算額）の上限**

8,000,000 円（税込）

**２ 業務内容**

**(1) ＰＲ動画の制作（企画・構成・撮影・編集・納品）成果品納入期限：令和７年１０月２０日**

｢１　本業務の概要　(1)目的｣を達成するために必要なオリジナリティのある動画を制作すること。

ア 動画のイメージ

(ｱ) テーマ（例）「ふるさとを未来へつなぐ町　～むらたまちの魅力って何だ？～」

(ｲ) 構成は自由も下記を考慮した内容とすること

　［共通事項］

①高速交通網の拠点（村田ＩＣ・菅生ＳＩＣ・村田ＪＣ）であること

②仙台市、岩沼市、名取市に隣接し、仙台空港、仙台港からのアクセス利便性が高いこと

［交流人口の増加］

①スポーツランド菅生　②東北クエスト　③燃虎座　④宮城オルレコース　⑤重要伝統的建造物群保存地区　⑥布袋まつり　⑦蔵の陶器市　⑧白鳥神社　⑨龍島院　⑩願勝寺

⑪宮城県クレー射撃場

［ふるさと納税の増額］

①仙台牛　②乾坤一　③空豆　④とうもろこし味来

［企業立地の促進］

①村田工業団地　②薄木地区産業用地造成事業

(ｳ) 仕様

・ 本編５分～７分（通年での活用を想定）

・ 短編（ショートバージョン）１５秒～６０秒を３～５本

イ 留意事項

・ 受託者は、本業務の目的を達成するため、仕様書に記載する業務内容のすべてを企

画・実施すること。

・ 受託者は、本業務の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした事業

計画書を作成し、町の承認を得ること。

・ 町と協議のうえ業務の詳細を決定し、逐次、町にその進捗状況を報告すること。

・ 業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を作成し、町に提出すること。

・ 出演者等の関係者との調整、許諾等に要する一切の業務を含むこと。

・ 本業務に係る経費（キャスティング費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コー

ディネート費、撮影許可取得に要する経費、各種データ使用に関する経費等）の一切を

委託料に含むものであること。

**(2) ＰＲ動画によるプロモーション広告の配信**

(ｱ) 制作動画を活用した広告配信を実施すること。

　・LINE　・TVer　・Abema　・Netflex　・AmazonPrime　・Instagram

　・facebook　・Ｘ　・TIKTOK　・Youtube　・Bereal等を活用した広告配信

(ｲ) ＳＮＳ広告を実施するにあたりＷｅｂ用サムネイル画像やカット写真の制作、町公式ホームページへの掲載を想定した紹介文の作成を行うこと。

(ｳ) Youtubeによる広告配信を必須とするほか、「１ 本業務の概要 (1)目的 イ」を達成するために必要なメディア、ターゲット、配信範囲等を予算の範囲内で提案すること。

(ｴ) 業務完了後、配信対象、配信ツール別の傾向、視聴数の状況等、広告配信による実績や効果をまとめた実績報告書を提出すること。

(ｵ) 実績報告書の作成提出には、デジタル知見が豊富な担当者が提出すること。

**(3) その他**

(ｱ) 上記業務制作期間中、定期的な打合せを実施すること。

**３ 契約に関する条件等**

**(1) 再委託の制限等**

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請

け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に再委託先（商号又は名

称）及び再委託しようとする業務の内容等の必要事項を町に報告しなければならない。

**(2) 業務の履行に係る関係人に対する措置要求**

ア 町は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その

理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。

イ 町は、上記(1)のイにより再委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不適当と認め

られるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべき

ことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な

措置を講じるとともに、その結果を、請求を受けた日から10 日以内に、町に対して書面

により通知しなければならない。

**(3) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として取扱い、目的外の利用、第三

者に開示・漏洩してはならない。また、契約終了後も同様とする。

**(4) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及び村田町個人情報保護法施行条例（令和５年村田町条例第１号）を遵守しなければならない。

**４ 成果品**

**(1) 動画制作**

ア 制作した以下動画コンテンツを収めたＤＶＤ　※本町が複製できるＤＶＤであること。

イ Youtube等掲載用動画　一式

ウ Youtube等掲載用のサムネイル画像

エ 動画制作時に撮影した素材データ　一式

**(2) 広告配信**

ア 「２ 業務内容　(2) ＰＲ動画によるプロモーション広告の配信　(ｴ)」に記載の実績報告書　一式（Ａ４判の紙媒体１部及び電子データを収めたCD-R）